

令和3年度 第1回

茨 木 市 景 観 審 議 会

— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	令和3年度第1回茨木市景観審議会
開催日時	令和3年7月29日(木) 10時00分開会・11時45分閉会
開催場所	茨木市役所南館8階中会議室
会 長	加賀 有津子
出席者	<p>[委 員]</p> <p>加我 宏之、高砂 正弘、藤本 英子、山口 敬太 <以上学識経験者></p> <p>黒川 宗範、綿谷 賢治、谷田 公宏 <以上関係団体></p> <p>池田 恵次、稲津 ちさと <以上市民></p> <p>(以上、計9名)</p> <p>[アドバイザー]</p> <p>中井川 正道、武田 重昭、松本 邦彦</p>
欠席者	加賀 有津子、藤本 英子
事務局	井上副市長、岸田都市整備部長、福井都市整備部次長兼都市政策課長、中島都市政策課まちづくり係長
議題(案件)	<p>中心市街地等における景観形成・保全推進事業について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 取組の背景と目的 2 東西軸の取組 3 在郷町エリアの取組 4 屋外広告物の取組
傍聴者	4名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○中島係長	ただ今から令和3年度第1回茨木市景観審議会を開会する。 開会にあたり、井上副市長からあいさつを申し上げる。
○井上副市長	(あいさつ)
○中島係長	感染症予防の対応についてご説明申し上げます。 各委員においては、審議会中はマスクの着用をお願いする。また、席の間隔をあける、出入り口に消毒用アルコールを設置する、窓を開けて換気を行うなどの対応を行っている。
○中島係長	本日の出席状況であるが、委員総数10名のところ、出席者は8名となっており、茨木市景観条例施行規則第19条第6項の規定により、会議は成立している。 なお、加賀会長、藤本委員からは欠席の連絡をいただいている。 本日は4名の方が傍聴されている。
○中島係長	今回の審議会より、新たに茨木市景観アドバイザーにもご参画いただくこととしているので、委員の皆様を紹介する。 (景観審議会委員、景観アドバイザーを順次紹介)
○中島係長	本来であれば、茨木市景観条例施行規則第19条第5項の規定により、加賀会長に審議会の運営をいただく予定だったが、ご都合により欠席されているので、会長から言付けのあった、大阪府立大学の加我委員に運営をお願いしたい。
○加我委員	本日の予定案件は、「中心市街地等における景観形成・保全事業について」である。この事業については、今年2月の景観審議会概要説明を受けたものだが、「東西軸の取組」、「在郷町エリアの取組」、「屋外広告物の取組」の3本立ての取組となっている。 令和2年度に実施した現況調査の結果と、令和3年度の取組予定等について説明を受けたうえで議論していきたいが、議論を円滑化するため、取組ごとに区切って進めていく。
	1 東西軸の取組
○加我委員	それでは、まず東西軸の取組について、事務局から説明を求める。
○福井次長	(説明)

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○加我委員	事務局からの説明は以上である。何かご意見やご質問はあるか。
	(1) 自動車交通
○谷田委員	取組を進めていくにあたって、自動車交通をどうしていくかが重要である。この点の考えがあればお聞かせいただきたい。
○福井次長	自動車交通に関する将来的な構想として、「一方通行化」というのがあるが、そのためには中心市街地の交通量を減らすことが必要であるなど、中長期的な取組になるだろう。 今回の東西軸の取組は、将来に向けた取組のきっかけにもなればと考えている。
○池田委員	一方通行化構想があるとのことだが、東西のメインストリートに対して、くし刺しで南北の道路を通していくようなことも必要になってくると思うが、その見通しなどはどうか。 例えば現状、阪急側の南北交通が弱い。その点の改善は考えられているか。また景観形成上も、それを計算にいれているか。
○福井次長	一方通行化構想は、ご意見にあった南北ネットワークを含めて、実現までに整理すべき課題は多い。 今回の景観形成の取組は、将来を見据えつつも、まずは現状の道路環境の中で、できることから始めていこうというものであり、それが一方通行化に向けた機運醸成にもなればというところである。 いずれにしても、頂いたご意見は、中長期的に取り組んでいく中での参考にさせていただく。
○加我委員	特に道路の断面構成について、道路の全体幅員を、自動車・自転車・歩行者にどう割り振っていくのかという議論になっていくと思うので、市民ワークショップなどの実施にあたって、一つの前提条件として、丁寧に情報提供されるべきと考える。
	(2) 取組の最終的な目標・着地点
○高砂委員	取組の最終的な目標・着地点をもう少し明確にしておいた方がいいと思うのだがどうか。
○福井次長	具体的な着地点はこれからの検討となる。現況調査から、沿道の土地利用がエリアごとに異なっていることが確認されているので、それぞれのエ

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○加我委員	<p>リアの特色を活かしていく方向になろうかと考えている。</p> <p>資料 34 ページでは、令和 3 年度の到達目標として、「メインストリートとしての中央通り及び東西通りそれぞれの性格付けを行い」と記載されているが、高砂委員のご質問は、このイメージがまだわいていないということだと思う。</p> <p>この到達目標の根底には、「沿道の土地利用などが通りごと、エリアごとで異なる」という現状認識があるのだと思う。今後、何がどう異なっているのかをより具体的に導き出して、エリアごとの性格付けを行っていく過程が非常に重要になると思う。</p>
○黒川委員	<p>エリアごとの性格付けだけではなく、自転車と歩行者がどう移動すべきか、植栽をどう設けるかなど、通り全体として整理すべき論点もあることに留意されたい。</p> <p>なお、中央通りは阪急茨木市駅から、東西通りは J R 茨木駅から伸びる通りであり、市民感覚からしても、茨木市にはメインストリートが 2 つあると考えることは受け止めやすいだろう。</p>
○福井次長	<p>景観形成に関する取組ではあるが、自転車の問題などは短期的にも中長期的にも課題と捉えているので、視野に入れながら今後の検討を進めたい。</p>
○武田委員	<p>(3) 景観づくりの目標像</p> <p>まずはトータルな景観づくりの目標像を明確にし、それに紐づく形で個別の取組がある、という全体構造に整理していく必要があると感じる。資料 5 ページでは、「点」を「面」に広げていく考え方が示されているが、景観施策はそのためにもっともふさわしい施策であると思う。</p> <p>各拠点の位置づけや、それを面的にどう広げていくか、中央通りと東西通りの役割分担などについて、景観という側面から改めて整理することが必要ではないかと思う。資料 6 ページの左側の図をもう少し深掘りしていくのがよいかもしれない。</p>
○武田委員	<p>より具体的には、「ビスタ（両側に並木や建築物が並んだ細長い眺め）」と「アイストップ（人の視線を引き付ける対象物）」のバランスや使い分けについて考えるとよい。</p> <p>基本的には都市軸としての良好なビスタ景観を創出するという位置づけかと思う。エリアごとの特徴を踏まえ、どう創出していくのかという目</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>標を示すこととがまず必要である。</p> <p>加えて、実際に2つの通りを歩いてみると、ビスタ景観にはそれほどなっていないところも多いことから、通り全体で良好なビスタ景観を創出するだけでは必ずしも適切ではなく、ビスタ景観の統一感や全体感を重視するところと、アイストップとなるような滞留空間や人が使える空間を作っていくところを使い分けし、機能分化させていくことが必要ではないか。</p> <p>こうした点も含めて、今後、WSなど通じて議論してもらったらいいかと思う。</p>
○加我委員	<p>通り全体としてはビスタ的な景観像を目指しつつ、部分的にはヒューマンスケールの滞留空間創出等を目指してはどうかということで、常に部分と全体を意識しながら検討を進めることは、重要なご指摘であると思う。</p>
	<p>(4) 面的な視点</p>
○中井川委員	<p>中央通りと東西通りの短期的・中長期的なあり方について議論になっていると思うが、それに加えて面的な視点—例えば2つの通りの中の街区—についても考えておかないと、メインストリートがよくなったとしても、それが街区内住民にとっては必ずしも良い結果にならないかもしれない。</p>
○加我委員	<p>東西軸は、中心市街地活性化の東西軸ということかと思うので、面的な視点で臨まないと、例えば街区内住民にとっては住みにくくなってしまう可能性もある。</p> <p>また、中央通りの阪急側には、商店街が広がっており、すみわけ論なども出てくるかと思う。</p>
○黒川委員	<p>中央通りと東西通りの2つの「線」の議論ではなく、「面」としての議論が必要であると感じる。</p>
	<p>(5) 通りの現況まとめ</p>
○高砂委員	<p>資料 32 ページでは、今回の現況調査結果を踏まえた課題意識が示されているが、これに対する具体的対応として、現時点で考えられていることがあればお示しいただきたい。</p>
○福井次長	<p>具体的な対応は、これからワークショップ等を通じて検討していくことになるが、将来的な一方通行化の議論ではなく、現時点で何ができるのかを明らかにしていきたい。</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>なお、滞留空間が乏しいことを課題として挙げているが、この点に関しては次年度以降社会実験的な取組も検討している。</p>
○加我委員	<p>資料 17 ページの「1 階部分用途」の調査結果などから、資料 28～31 ページの「通りの現況まとめ」を導き出しているものと思われるが、まとめに記載されている「コンビニやドラッグストア等」「マンションの立地」などの詳細部分が、資料 17 ページから読み取れない。</p> <p>市民や事業者の理解を得ながら進めていくためには、エビデンスも含めてしっかり示していくことが必要であり、例えば「1 階部分用途」については、「住居」や「サービス」というレベルではなく、一段掘り下げた示し方についても検討されたい。</p>
○福井次長	<p>調査結果の分かりやすい提示・共有等について検討していきたい。</p>
○山口委員	<p>中央通りと東西通りの現況としては、道路・歩道があまり広くなく、また自転車交通が多いということが特徴として挙げられるだろう。そうすると、道路空間だけでなく、沿道の市有地や民有地も含めて活用する方向でないか難しいのではないかと。</p> <p>なお、活用については、必ずしもその民有地の所有者がやる必要はなく、例えば私が関わった事例では、日曜日に診療が休みの病院の前の空間について、地域の団体が直接交渉して使わせてもらったことがある。</p> <p>今回の現況調査の中で、1 階部分の用途を調べられているが、それに加えて空地の大きさや平日・土日の営業状況なども分かると、今後の検討に役立つと思う。また、どこが使えて、所有者が協力的かなど、公表資料にはなりにくいかもしれないが、そうした点も探れるとよい。それは、今後行うまち歩き等で確認していてもよいかもしれない。</p>
○山口委員	<p>なお、資料 31 ページの写真では、植栽帯が連続している様子が見られる。これは、乱横断防止のためにやっていることでもあるのだが、これによって歩道が狭まってしまっている側面もある。</p> <p>例えば一部横断防止柵に変えて、そこをオープンスペースとして活用していく可能性もあるのではないかと。このような一部改良によるモデルケース創出についても検討していけるとよい。</p>
○山口委員	<p>(6) 自転車レーン</p> <p>自転車レーンについてだが、路面標示も景観協議の対象にしている団体もある。茨木市でも、路面標示が景観上重要であるという位置づけのもと、</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	早期に景観協議の対象にしてはどうかと考える。
○加我委員	いわゆる「矢羽根」の色彩については、私もかねてより気になっていたところである。風格のあるようなものになればよいと思う。
	2 在郷町エリアの取組
○加我委員	次に、在郷町エリアの取組について、事務局から説明を求める。
○福井次長	(説明)
○加我委員	事務局からの説明は以上である。何かご意見やご質問はあるか。
	(1) 取組の方向性
○中井川委員	歴史的資源を残す、守るとというのが本取組の趣旨かとは思いますが、それに加えて「創る、創造する」という視点も必要ではないかと思う。 そして、守るにしても創るにしても、お金の問題や管理の問題が必ず出てくる。令和3年度は、これらの問題についてもしっかりと検討を進めてほしい。
○福井次長	歴史的資源が滅失している現状を踏まえると、守るという視点だけでは難しいものと認識している。では、創っていくとしてもどう創っていくのか、今年度様々な角度から模索していきたい。
○松本委員	取組に関連して、大学院として、まちの特性分析や町家の滅失が進んでいる要因等を分析している。結果として、町家は、住まい手がいなくなって放置されているというよりは、開発とセットになって滅失しているということが建築確認申請のデータなどから明らかになりつつある。 そうすると、愛着だけでは抜本的な対応にならず、経済的なインセンティブまで用意しないとなかなか難しい。すぐにできるものではないが、お金が回っていくような仕組みの検討や、町家所有者の意向確認などもしながら考えていく必要があると感じている。 なお、滅失が進んではいるが、旧街道沿いには、まだ比較的多く分布しているなど、在郷町エリア内でもメリハリがあることもわかってきたので、重点的なエリアを設定して施策を打っていく方向性もあるだろう。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○松本委員	<p>一方で、開発が進んでいく流れがあるのは事実である。開発により新しいものができていくなかでの取組—例えば敷際を整えてもらうとか、色彩を誘導するなど—もセットで検討していかなければならないだろう。</p>
	<p>(2) 在郷町エリアの景観像</p>
○谷田委員	<p>登録文化財の指定等を受けているようなものはどれくらいあるか。</p>
○福井次長	<p>国の登録文化財としての指定を受けている町家は、上泉町に1件あると認識している。</p>
○谷田委員	<p>何を守っていくのかの仕分けも必要になってくるかと思う。</p>
○加我委員	<p>在郷町エリアとして、どんな景観を目指すのかを明確にしたうえで、そのなかで個別の歴史資源を守るべきものとして捉えるのかどうかという問題である。</p> <p>現状、在郷町エリアを特徴づける要素として、茨木町家があると捉えられているということになる。</p>
	<p>(3) 茨木町家</p>
○稲津委員	<p>資料では、「茨木町家」という表現がなされているが、茨木独特の町家ということか。</p>
○福井次長	<p>茨木市にしかないというわけではない。伝統的意匠を残す建物が、茨木市の在郷町エリアには比較的多く存在しているという点を捉えて、「茨木町家」と表現させていただいている。</p>
○松本委員	<p>細かく見ていくと、長屋型は近世では農地だったという沿革がある。</p> <p>個別の町家は北大阪から京都にかけて一般的なものだが、そうしたまちの成り立ちも含めてトータルで考えたときに、「茨木らしい」、ということはあると思う。</p>
○加我委員	<p>「京町家」という言葉がある。「茨木町家」という言葉は、もしかすると対外的に発信していくいいキャッチコピーになるかもしれない。</p>
	<p>(4) 町家の用途</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○高砂委員	町家の用途は。ほとんどが住戸か。
○福井次長	ほとんどが住戸として利用されている。
	(5) 支援のための財源
○山口委員	景観重要建造物の指定により保全を図っていくとしても、そのための財源が必要である。当然これからの検討となるわけだが、ふるさと納税制度を活用するという方法もある。 また、仮に公共がお金を入れるとしても、そのかわりに町家を地域に開いていくような取組もセットになるべきである。このような相互的な仕組みが検討されるとよいと思う。
	3 屋外広告物の取組
○加我委員	最後に、屋外広告物の取組について、事務局から説明を求める。
○福井次長	(説明)
○加我委員	事務局からの説明は以上である。何かご意見やご質問はあるか。
	(1) 取組の方向性
○中井川委員	中心市街地などを重点的に規制・誘導していく方向性は理解するが、茨木市の特性として、豊かな山間部があり、その看板を適切に誘導するという視点も必要ではないか。条例なのかガイドラインなのかはともかく、いいデザインを誘導するようなこともお願いしたい。
○中井川委員	東西軸の取組における武田委員からの意見と同じ観点だが、屋外広告物について考えるならば、市として景観をどう考えるかをまず示す必要がある。この全体論をベースに個別の議論を進めてもらいたい。 例えば全体的なビジョンとして、商業的な集積を目指すのか、居住地としての美しさ—例えば軽井沢のような—を目指すのか、この方向性をまず固めてはどうだろうか。
○加我委員	その全体ビジョンに賛同が得られると、新たな規制に対しても事業者がついてきてくれるだろう。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>一つ良いものができる、その隣の事業者も変わってくる。一方で、隣の事業者がアクセントカラーの強い広告物を使っていると、より目立つ広告物が掲出されてしまうなど、悪循環になっている事例もある。</p> <p>市内の屋外広告物が、より良くなるよう競ってもらえるような取組を期待する。</p>
	<p>(2) 広告物の安全性確保</p>
○綿谷委員	<p>色彩や大きさなど、屋外広告物の表示の仕方が議論の中心になっているが、事故につながるような危険な広告物の規制も必要である。補助金等による誘導など、市としてどう取り組んでいくのかも含めて、検討されてはどうか。</p>
○福井次長	<p>危険な広告物の規制が必要であることは十分認識している。</p> <p>なお、他団体でも補助制度を設けられている事例があると認識しているが、本市の取組において、現時点では補助金等は想定していない。</p>
○綿谷委員	<p>補助金による誘導は想定していないとのことだが、屋外広告物の安全性確認については、点検の専門資格保有者と連携し、看板のまち歩きをしてオーナーに指導していくような取組事例もある。こうした取組は積極的に検討されたい。</p>
○加我委員	<p>既存不適格、違法なものもあろうかと思う。それも含めて、景観形成、安全性確保の両面から取組を検討されたい。</p>
	<p>(3) 他団体事例の調査等</p>
○黒川委員	<p>他団体事例を調査されるとのこと、これは非常に重要である。</p> <p>そのときに、その規制によってどのような効果が出たのかも含めて調べられるとよい。</p>
○山口委員	<p>ベースとなる規制に対して、重点的に規制・誘導するエリアを設定するという方向性だと思うが、特に最近メリハリをきかせた規制・誘導をしようという動きが活発である。事例調査にあたっては、最近の事例を意識的に調査されたいと思う。</p> <p>参考に、私が関わった奈良市の屋外広告物条例では、メリハリの観点から、駅前思い切った規制強化を行ったが、市民、事業者の理解を得ながら進められたと聞いている。一方で、沿道については、広告板の高さのば</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○加我委員	<p>らつきが課題であると捉えて、屋外広告物の高さ規制により、高さを6m以下に抑えることとした。</p> <p>いずれにしても、メリハリをきかせるのは重要である。全体ビジョンはもちろん必要だが、そのなかで駅前広場とメインストリートは少し他とは一段違う位置づけになるのではないかと思う。</p> <p>箕面市と茨木市の間で広告物の状況がかなり変わる印象がある。</p> <p>資料53ページにあるような自立式の広告塔、こうした高い塔はあまりないのが箕面市である。他団体事例ということであれば、こうしたすぐ隣の事例も参考にされてはどうかと思う。箕面市は、全体ビジョンとして住宅都市としての落ち着きを目指されている結果かもしれない。</p> <p>岸和田市も、景観形成の観点から、独自の屋外広告物条例制定に向けて取組みを始められている。</p> <p>各団体と、情報共有など連携を深めていくとよいと思う。</p>
○加我委員	<p>さて、本日の予定案件はすべて終了した。議事運営にご協力頂き感謝する。</p> <p>以上で、令和3年度第1回茨木市景観審議会を閉会する。事務局から連絡事項があればお願いします。</p>
○中島係長	<p>委員の皆様には、活発な議論をいただき感謝する。</p> <p>次回の景観審議会は、令和4年の2～3月頃を予定している。後日日程調整をさせていただくので、よろしくお願いします。</p> <p>(11時45分閉会)</p>